

日の出自治会会則

第1章 総 則

第1条 名 称

- 1、本会は昭島市日の出自治会（以下「本会」という。）と称す。

第2条 事 務 所

- 1、本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 会 員

第3条 会 員

- 1、本会は昭島市武蔵野二丁目及び三丁目の内、別途自治会を設立した団体を除く地域に居住する世帯等で本会の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。
- 2、本会は、世帯等の代表者をもって会員とする。なお、会員世帯の構成員は、本会の活動に参加することができる。
- 3、会員は、一般会員、賛助会員、法人会員とする。

第3章 目 的

第4条 目 的

- 1、本会は会員相互の親睦を図り、円満且つ明るく住みよい町づくりと併せて交通安全、防犯、防災、青少年の健全育成及び高齢者の生き甲斐等の活動に寄与する事を目的とする。

第4章 役 員

第5条 役 員

- 1、本会には次の役員を置く。
 - ① 本部役員
会長1名、副会長若干名、会計2名、会計監査2名、書記1名、広報若干名、安協部長1名、防犯部長1名、防災部長1名、文化部長1名、体育部長1名、子供会世話人代表1名、シルバークラブ会長1名、地区委員会代表1名、その他必要と認める役員。
 - ② 班長
班長は、各班1名以上とする。
 - ③ その他必要と認める役員は、総会又は定例役員会で定めることができる。

第6条 任 期

- 1、役員任期は次の通りとする。
 - ① 本会の役員任期は2カ年とし、その任期は4月1日より翌々年の3月31日迄とし再任は妨げない。但し、実質的な活動期間は、引き継ぎ等を考慮し、総会から総会迄とする。
 - ② 前項の規定にかかわらず、選出団体の実情等を勘案し、任期の変更をすることができる。
 - ③ 補欠で就任した役員は残余期間とする。

第5章 役員を選出

第7条 役員を選出は次の方法とする。

- 1、会長は選出年度末までに会員及びその他の部会の推薦又は立候補者のなかより総会において選出する。
- 2、副会長、会計、会計監査、書記、広報、安協部長、防犯部長、防災部長、文化部長、体育部長、子ども会世話人代表、シルバークラブ会長、地区委員会代表、班長は会長が推薦し総会で承認を得る。

第6章 役員の任務

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し活動を司会する。会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3、会計は本会の会計事務一切を担当する。
- 4、会計監査は年1回3月に本会会計業務を監査する。但し、必要と認めた場合は随時これを行う。
- 5、書記は第9条に定める会議の内容を記録する。
- 6、広報は自治会情報の報道および自治会活動の啓発を推進する。
- 7、安協部長は交通安全活動を推進する。
- 8、防犯部長は防犯活動を推進する。
- 9、防災部長は防災活動を推進する。
- 10、文化部長は会員相互の親睦を図るため、文化活動を推進する。
- 11、体育部長は会員相互の親睦を図るため、体育活動を推進する。
- 12、子供会世話人代表は子供会活動を推進する。
- 13、シルバークラブ会長は高齢者相互及び一般会員との親睦を図るため、各種活動を推進する。
- 14、地区委員会代表は、青少年の健全育成のための活動を推進する。
- 15、その他必要と認める役員は、必要な活動を推進する。
- 16、班長は本会と班内の連絡を掌理し、本会構成上の必要な業務活動を推進する。

第7章 会 議

第9条 会 議

- 1、本会は次の会議を行い会長はこれを招集する。
 - ① 定期総会
・事業報告 ・会計報告 ・会長選出 ・新役員発表
・新事業活動・会計予算等の案文 ・その他必要な事項
 - ② 臨時総会
会務として会長が必要と認めた時
 - ③ 定例役員会（「常会」と称する。）
・ 第5条に定める役員により構成し、総会に準じる議決機関とする。
・ 原則として、月1回開催する。
 - ④ 本部役員会
第5条に定める本部役員で構成し、会長が必要と認めた時
 - ⑤ その他本会運営上必要と認める会議
- 2、会議の成立
 - ① 定期総会及び臨時総会の会議の成立は、会員又はその代理人（配偶者等）の3分の1以上の出席を以って認める。なお、議決権委任状または議決権行使書は出席数に認める。
 - ② 他の会議の成立は構成員の半数以上の出席を以って認める。

第10条 裁 決

- 1、定期総会および臨時総会
 - ①出席人員と議決権行使書の過半数で決し、賛否同数なる時は議長又は会長がこれを裁決する。
 - ②議決権委任状の議決権参加は認めず。
- 2、その他の会議
出席人員の過半数で決し、賛否同数なる時は議長又は会長がこれを裁決する。

第8章 会 計

第11条 収 入

1、本会の収入は会費及び寄付並びにその他の収入をもってこれにあてる。

第12条 支 出

1、本会の収入金の支出は会長の承認を得て会計はこれを支出する。

第13条 充当・運用

1、予備費の充当、予算項目間の運用は、会長において行うことができる。なお、充当及び運用を行った場合は、直近の定例役員会に報告する。

第14条 承 認

1、本会の会計は金銭出納等により収支状況を明確にし且つ必要書類を保存し会計監査並びに総会に報告し承認を得なければならない。

第15条 会計年度

1、本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌3月31日迄とする。

第16条 会 費

- 1、本会の会費及び納入方法は次の通りとし各班毎に班長が集金し会計に納入する
- 2、一般会員、賛助会員、法人会員の会費は新年度総会において決定する。
- 3、一般会員の会費は、会員世帯を納入単位とする。
- 4、賛助会員の会費は、1口を納入単位とする。
- 5、法人会員の会費は、1口を納入単位とする。
- 6、納入方法は原則として年額一括納入とする。但し、会員の事情により分割納入を認めるものとする。
- 7、生活保護法の適用を受けている会員の会費は免除することができる。
- 8、中途加入会員の会費は、年額を12ヵ月で割った1ヵ月の会費に、加入残月数を掛けて算出する。

第17条 特別会計

- 1、会長は、総会の承認を得て特別会計を設置することができる。
- 2、特別会計は、別途会計規則を設置し処理する。

第9章 弔慰見舞金

第18条 弔 慰

- 1、会員及びその同居の家族の中より死亡者があつた時は次の通り弔慰金を見舞う。
- | | |
|---------------|-----|
| ・会員及び配偶者死亡の場合 | 1万円 |
| ・その他家族死亡の場合 | 5千円 |

第10章 個人情報取扱方法

第19条 目 的

- 1、この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第20条 責 務

- 1、本会は個人情報保護に関する法令等を厳守すると共に、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第21条 周 知

- 1、個人情報取り扱いは総会資料、または自治会掲示板及び回覧で会員に周知する。

第22条 個人情報の取得

- 1、前条の個人情報とは、「入会申込書」などにより 会長に提出された次の事項を記したものとする。
氏名（家族・同居人）・住所・電話番号・メールアドレス、その他必要として同意を得た事項

第23条 同意の取消し

- 1、会員は、前条に基づき取得に合意した場合であっても、その後の事情により個別の項目及び全ての項目について同意を取り消すことができる。
- 2、取り消しの申し出があつた場合は、直ちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。
ただし、会員名簿として既に会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることによってこれに替える。

第24条 利 用

1、取得した個人情報、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- ① 自治会会員名簿の作成及び地図の作成
- ② 緊急時・災害時などの連絡網の作成
- ③ 会費請求、管理、その他広報を始め文書のお届け等
- ④ 自治会が主催する行事の運営に必要な情報伝達、行事参加可否確認等

第25条 管 理

1、個人情報は会長および会長が指定する役員が適切に管理する。

2、不要となった個人情報は会長立会いのもと、適正に廃棄するものとする。

第26条 本人の同意を必要としない提出先

1、個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命または財産の保護のために必要な場合
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対応して協力する必要がある場合

第11章 附 則

第27条 表 彰

1、会長は会員及び会員世帯の構成員において社会的善行及び本会に対する功績著しい場合、総会又は定例役員会の承認を経てこれを表彰することができる。

第28条 会則の改正

1、会則の改正は総会の議決を経てこれを行う。

第29条 特別会計規定

1、この規程は会則第17条の規定により特別会計を設けるに必要な事項を定めることを目的とする。

2、特別会計は本会が主管する周年記念行事積立金等、本会の特別事業にかかる経費の会計とする。

3、特別会計に充てる財源として、一般会計予算から準備金を繰出し、積立金会計を設けるものとする。

4、特別会計は、前項の積立金及び当該事業に対する寄付金その他の収入をもって充てる。

5、特別会計の予算、決算については、定期総会において議決を必要とする。ただし、緊急を要する事業の経費については、役員会の承認を得て、本条第4項に規定する会計をもって経理することができるものとし、その収入、支出を定期総会において報告する。

6、特別会計は、会計が担当し、本会の会計監査による監査を受けるものとする。

会則改正等経過

昭和46年4月1日	制 定
昭和55年4月1日	一部改正
平成2年4月15日	一部改正
平成3年5月12日	一部改正
平成7年5月14日	一部改正
平成23年5月15日	一部改正
平成24年4月22日	一部改正
平成28年4月17日	一部改正
平成29年4月16日	一部改正
平成30年4月15日	一部改正
令和元年5月11日	一部改正 (下線部追加)